

第3章 小金井市バリアフリーのまちづくり基本構想の基本方針

基本構想を策定し、市内のバリアフリー化を進めるに当たって、バリアフリー新法やバリアフリー新法の基本方針、その他、本市の上位・関連計画におけるバリアフリーに関する方針等に基づいた将来像を見据え、基本目標を設定し、基本目標を達成して将来像を実現するための基本方針を設定します。

バリアフリー新法	<p>上位・関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市長期総合計画 / 第3次小金井市基本構想・後期基本計画 ・小金井市都市計画マスタープラン ・小金井市中心市街地商業等活性化基本計画 ・小金井市地域福祉計画 ・小金井市高齢者保健福祉計画 ・小金井市障害者計画
バリアフリー新法 の基本方針	

将来像

元気です 『だれもが安全で安心して心地よく
住み続けることができるまち 小金井』

基本目標

実現性の高い効果的なバリアフリーを実施します。

将来も見据えたバリアフリーの方向性を示します。

ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりを目指します。

実現に向け多様な主体との協働による取組を継続します。

心のバリアフリーに取り組みます。

基本方針

重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る効果的な地区を設定

ユニバーサルデザインの考え方に基づく移動等円滑化環境を整備

市民の参加・協働による基本構想の策定と実現

事業者との十分な調整、他事業との連携

平成22年までの実現性の高い事業実施と長期的な展望の提示

重点整備地区以外の地区におけるバリアフリーの考え方の明示

事後評価や進捗管理など、継続的なバリアフリー検討の推進

“心のバリアフリー”の推進と実現に向けた取組の継続実施

1 将来像

小金井市長期総合計画 / 第3次小金井市基本構想・後期基本計画及び小金井市都市計画マスタープラン、小金井市中心市街地商業等活性化基本計画、小金井市地域福祉計画、小金井市高齢者保健福祉計画、小金井市障害者計画を踏まえて、小金井市バリアフリーのまちづくり基本構想の将来像を次のように定めます。

〈 将来像 〉

元気です 『だれもが安全で安心して心地よく
住み続けることができるまち 小金井』

本格的な高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のために、高齢者の自立と社会参加が不可欠です。

また、近年、障害のある人が障害のない人と等しく生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害のある人が障害のない人とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきています。

バリアフリーを必要とする高齢者や障害のある人等をはじめ、だれもが安心して心地よく住み続けられるまちとなるように、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生活環境や連続した移動環境のバリアフリー化をハード・ソフトの両面から取り組みます。

そして、この小金井市バリアフリーのまちづくり基本構想の策定を契機として、市民をはじめ多様な主体が協働して取り組む、ユニバーサルデザインによるまちづくりへの展開を目指します。

2 基本目標

先記の将来像を実現するため、バリアフリー化の実現性と将来の継続した取り組みの推進に重点を置き、以下のとおり設定します。

〈 基本目標 〉

実現性の高い効果的なバリアフリーを実施します。

将来も見据えたバリアフリーの方向性を示します。

ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりを目指します。

実現に向け多様な主体との協働による取組を継続します。

心のバリアフリーに取り組みます。

3 基本方針

基本目標を達成するための基本方針を以下のとおり掲げます。

〔 基本方針 〕

重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る効果的な地区を設定

高齢者や障害のある人等が日常的に利用する生活関連施設の分布状況などから重点的かつ一体的にバリアフリー化を図っていく地区を設定し、各事業と連携して効率的で効果的なバリアフリー化を着実に実現します。

ユニバーサルデザインの考え方に基づく移動等円滑化環境を整備

各種移動等円滑化ガイドラインを踏まえ、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、だれもが移動しやすく、利用しやすい環境整備を進めます。

市民の参加・協働による基本構想の策定と実現

まちのバリアフリー化の実現は高齢者や障害のある人等、市民、行政及び事業者等が一体となって推進する必要があります。そのため、基本構想の策定段階から、進捗管理、実施に至るまで、市民参加と協働によるまちづくりを推進します。

事業者との十分な調整、他事業との連携

実現性のある基本構想を策定するため、また実施段階における連続したバリアフリー化整備を行うため、関係する事業者との調整を十分に図るとともに、他事業の進捗状況に応じ、バリアフリー化に向けた段階的な対応を行います。

平成 22 年までの実現性の高い事業実施と長期的な展望の提示

まちのバリアフリー化を計画的に実現するため、バリアフリー新法の基本方針に基づく平成 22 年までの目標設定による着実な事業実現を図るとともに、早期実施が困難な場合は、長期的な展望を示すことで計画性を担保します。

重点整備地区以外の地区におけるバリアフリーの考え方の明示

事業の実現性や集中的実施に配慮した結果、現時点で重点整備地区に該当しない地域についても、バリアフリー化の考え方を示します。

事後評価や進捗管理など、継続的なバリアフリー検討の推進

継続的に質を高めていくため、基本構想策定後、計画 (Plan)、実施 (Do)、事後評価 (Check)、改善 (Action) の PDCA サイクルに基づき、スパイラルアップ (継続的に発展) に向けた取組を進めます。

“心のバリアフリー”の推進と実現に向けた取組の継続実施

バリアフリーについての普及・啓発活動など、市民一人ひとりの心のバリアフリーを推進するためのソフト施策を充実させるとともに、継続的に実施できるよう市民と協働したまちづくりを実施します。

第4章 重点整備地区の選定

1 重点整備地区選定の考え方

重点整備地区は、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であり、バリアフリー新法で定める以下の要件に該当する地区となります。

【バリアフリー新法に定められる重点整備地区の設定要件】

配置要件

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法第2条第21号イ)

具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定
地区全体の面積がおおむね 400ha 未満
生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在すること。
これらの施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること。
連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められる。

課題要件

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第2条第21号ロ)

高齢者、障害者等の徒歩もしくは車いすによる移動又は施設の利用状況
土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性
想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められる地区

効果要件

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第2条第21号ハ)

都市が有する様々な機能の増進（交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供）を図る。
実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、移動等円滑化のための事業が、重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて有効かつ適切であると認められる地区

破線内はバリアフリー新法の基本方針より

(1) 配置要件

バリアフリーに関する市民意向を把握するためのアンケート調査を実施し、高齢者や障害のある人等を含む、多くの市民がよく利用する施設を把握しました。

武蔵小金井駅（特定旅客施設）周辺では、よく利用する施設として武蔵小金井駅をはじめ、小金井市役所、福祉会館、小金井郵便局、商業施設等が集積しています。

また、東小金井駅（特定旅客施設）周辺では東小金井駅や新小金井駅をはじめ、商業施設等が集積しています。

さらに、特定旅客施設の徒歩圏域から外れるエリアとして、小金井公園周辺で施設の集積がみられ、小金井公園をはじめ、総合体育館、江戸東京たてもの園、桜町病院が位置しています。

これらのエリアは、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満であり、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在し、施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれることから、重点整備地区の要件に合致します。

表 4-1 主要施設の利用状況（小金井市バリアフリーに関するアンケート調査より）
【「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が 50% を超える施設】

公共施設	小金井市役所第二庁舎（57.0%）
保健福祉施設	福祉会館（52.3%）
都市公園	小金井公園（68.5%）
大規模商業施設	長崎屋（74.5%）、西友（66.4%）、 ケーヨーデイツー（55.4%）、オーケー（54.3%）

【「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が 30% を超える施設】

公共施設	小金井市役所本庁舎（39.7%）
公的・文化施設	江戸東京たてもの園（43.0%）、小金井郵便局（38.8%）、 総合体育館（31.3%）
医療施設	桜町病院（33.1%）
都市公園	野川公園（34.7%）、武蔵野公園（31.2%）
大規模商業施設	いなげや（45.9%）、大丸ピーコック（30.4%）

また、障害のある人の利用に着目して集計を行ったところ、「障害者福祉センター」については身体障害者手帳保持者（94 人）、愛の手帳保持者（28 人）、精神障害者保健福祉手帳保持者（3 人）の合計 125 人の内、約 65% にあたる 81 人が利用すると回答しており、障害のある人の利用が高いという結果となりました。

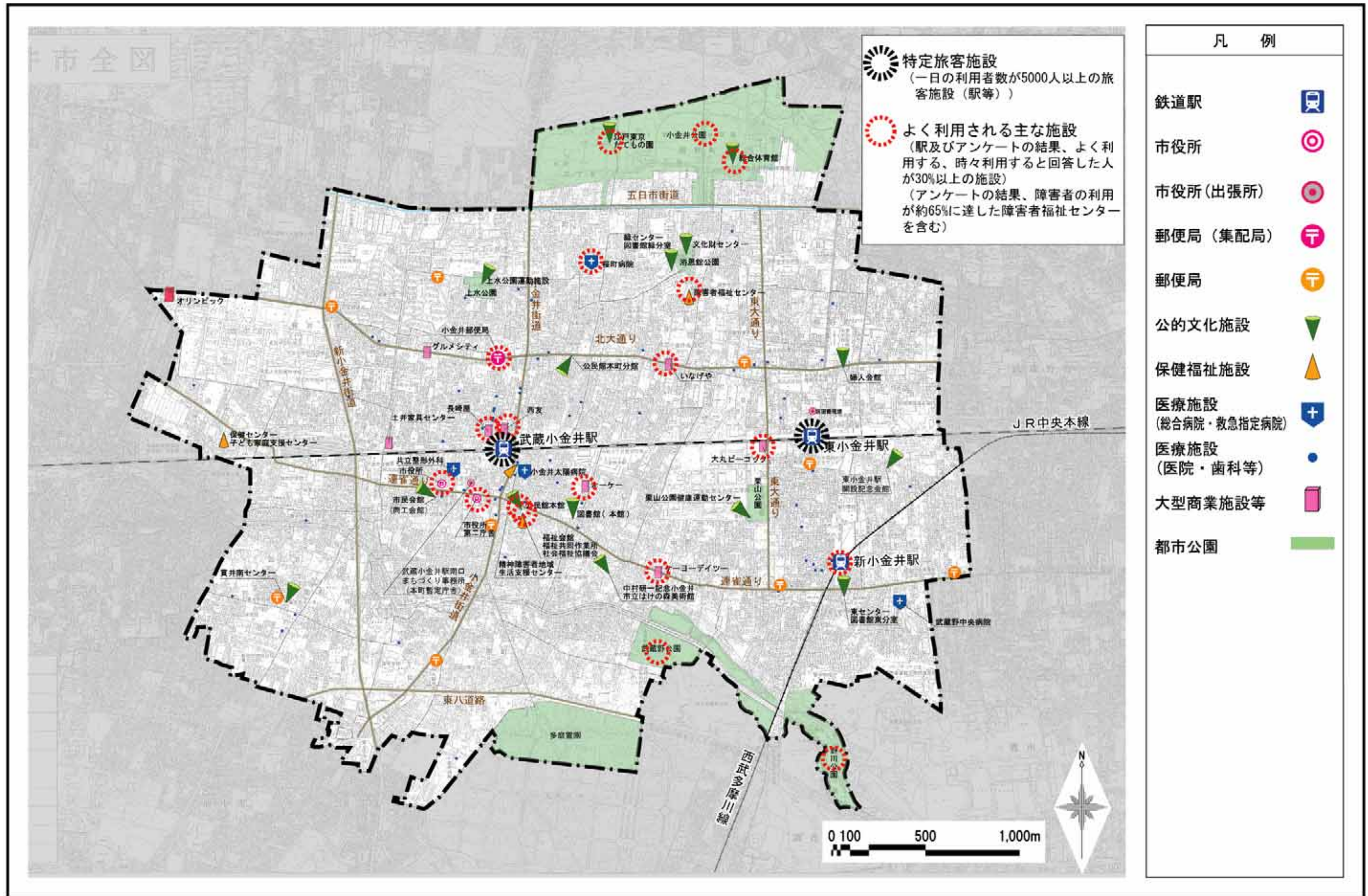


図 4-1 よく利用される主な施設の配置状況

(2) 課題要件

武蔵小金井駅周辺は、公共施設や福祉施設、商業施設など、多様な都市機能が集積し、高齢者や障害のある人等の利用が非常に多く、バリアフリー化の必要性が最も高い地区となっています。

また、都立公園では最大級で総合的な公園である小金井公園の近くには、桜町病院や障害者福祉センターなど、健康・文化に関連する機能が集積しており、高齢者や障害のある人等の利用が非常に多く、バリアフリー化の必要性が高い地区になっています。

これらの地区は、高齢者や障害のある人等の利用という観点からも、当該事業の実施が特に必要であると認められる地区であり、重点整備地区の要件に合致します。

(3) 効果要件

小金井市においては、武蔵小金井駅南口第一種市街地再開発事業、JR中央本線連続立体交差事業、東小金井駅北口土地区画整理事業等の様々な事業が進められており、現在それらを契機とした「中央線沿線地区」の「都市再生整備計画」がとりまとめられ、平成22年度を整備目標年度として、「誰もが安全で安心して集えるまち空間をつくる」という大目標を目指した事業が進められています。

また、小金井市中心市街地商業等活性化基本計画でも、武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅を含む1地区を中心市街地の区域として設定しています。

これらのまちづくりと連携した、武蔵小金井駅及び東小金井駅周辺地区を1地区としたエリアにおける重点的かつ一体的な移動等円滑化の推進は、総合的な都市機能増進を図る上で有効かつ適切といえます。

2 重点整備地区の選定

重点整備地区選定の考え方を踏まえ、本基本構想における重点整備地区を以下のように設定します。

【重点整備地区】

鉄道駅周辺重点整備地区（約 265ha）

- ・・・ JR 中央本線 武蔵小金井駅・東小金井駅、西武多摩川線 新小金井駅周辺を一体化したエリア

他事業と連携した、鉄道駅周辺の重点的かつ一体的な移動等円滑化を推進することを目指し、3 駅を 1 地区に含む一体的な地区として重点整備地区を設定

小金井公園周辺重点整備地区（約 186ha）

- ・・・ 小金井公園及び公園内・公園周辺の特別特定建築物を含むエリア

特定旅客施設から徒歩圏外の地域でありながら、高齢者や障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する頻度の高い施設が集積しているという特性を踏まえ、特に重点的かつ一体的な移動等円滑化を推進する必要がある地区として重点整備地区を設定

